

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【公開番号】特開2017-66423(P2017-66423A)

【公開日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2017-6433(P2017-6433)

【国際特許分類】

C 08 L 21/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 21/00

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月26日(2017.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2mm厚のシートにしたときに、JIS K7136に従って測定したヘーズ値が20%未満である、透明な架橋ゴム組成物であって、

c i s 含量が約90~95%である、低c i sイソプレンゴム(I R)成分と、  
ブタジエンゴム(B R)、1,2-ポリブタジエンゴム、スチレンブタジエンゴム(S B R)、アクリロニトリルブタジエンゴム(N B R)、水素化ニトリルゴム(H N B R)、ウレタンゴム(U)、エチレンプロピレンゴム(E P M)、エチレンプロピレンジエンゴム(E P D M)、クロロプロレンゴム(C R)、および天然ゴム(N R)からなる群から選択される、ゴム重合体成分と

を含み、

前記低c i sイソプレンゴム成分と前記ゴム重合体成分の質量の合計を100質量部としたときに、前記低c i sイソプレンゴム成分の量が45~95質量部の範囲であり、

低シスイソプレンゴム成分およびゴム重合体成分は、ラジカル架橋剤および過酸化物から選択される架橋剤の1つ以上で架橋されており、

シリカを実質的に含まない

ことを特徴とする、組成物。

【請求項2】

シリカを実質的に含まない、架橋ゴム組成物であって、

23における屈折率が1.500~1.525の範囲である第一の重合体と、

前記第一の重合体とは異なる、第二の重合体と

を含み、

前記重合体は、ともに共役ジエン重合体であり、および第一および第二の重合体の屈折率の差の絶対値が0.100以下であり、

第一の重合体および第二の重合体は、ラジカル架橋剤および過酸化物から選択される架橋剤の1つ以上で架橋されており、

前記組成物の2mm厚のシートでJIS K7136に従って測定したヘーズ値が、20%未満であり、

前記組成物のJIS K6253に従って測定したタイプAデュロメータ硬さ(0sec)が、35以上である

ことを特徴とする、組成物。